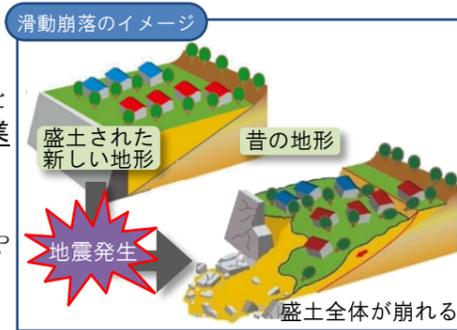


川崎市における宅地耐震化推進事業の取組について

1. 宅地耐震化推進事業とは

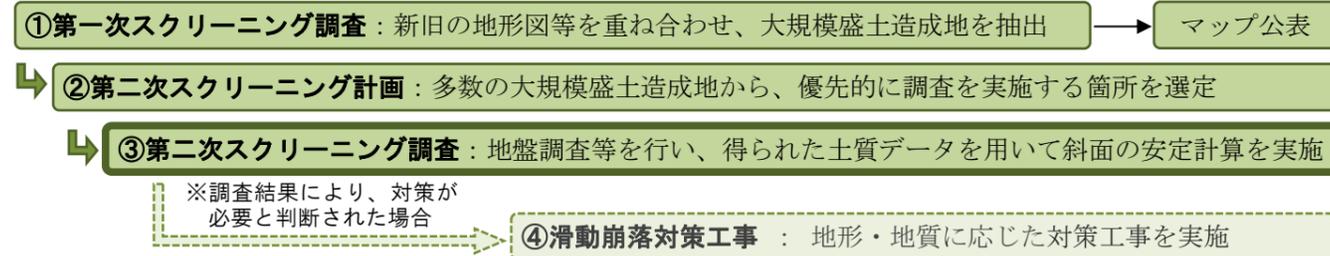
(1) 事業の背景

- ・兵庫県南部地震（平成 7 年）や新潟県中越地震（平成 16 年）において、**大規模な盛土を行った造成地が滑動崩落し、甚大な被害が発生した**ことから、宅地造成等規制法が改正（平成 18 年）され、**宅地耐震化推進事業が創設**されました。
- ・滑動崩落の被害は、東日本大震災（平成 23 年）や熊本地震（平成 28 年）でも発生しており、本市でも大規模地震発生[※]の切迫性が増す中で、速やかな事業の推進が急務となっています。



(2) 事業の流れ

- ・本市では、国土交通省が示す、『大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン』（以下、ガイドライン）に沿って事業を進めています。



2. これまでの取組経過

(1) 取組の経過

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
第一次スクリーニング調査	→												
大規模盛土造成地マップ公表													
第二次スクリーニングに向けた予備調査													
宅地耐震化推進事業検討懇談会の開催													
川崎市型技術基準の策定													
ガイドラインの改定													
マップ再公表（精度向上等）													
第二次スクリーニング計画													
第二次スクリーニング調査													
大規模盛土造成地マップ（平成 27 年度更新版）													
経過観察手法の検討													

(2) 調査箇所の選定

- I 大規模盛土造成地の抽出（第一次スクリーニング調査）**
- ・昭和 22 年～平成 27 年にかけて造成された**市内 1,089 箇所の大規模盛土造成地**を抽出。
- II 第二次スクリーニング調査の実施箇所（第二次スクリーニング計画）**
- ・1,089 箇所の大規模盛土造成地で現地踏査を実施し、**学識経験者からの助言を踏まえ、調査の優先度が最も高い箇所として、擁壁等の形状が標準的ではなく、宅地の変状や湧水が確認され、かつ保全対象となる公共施設がある 6 箇所**を抽出。

調査箇所（6 箇所）

- ・中原区：1 箇所
- ・高津区：1 箇所
- ・宮前区：1 箇所
- ・麻生区：3 箇所

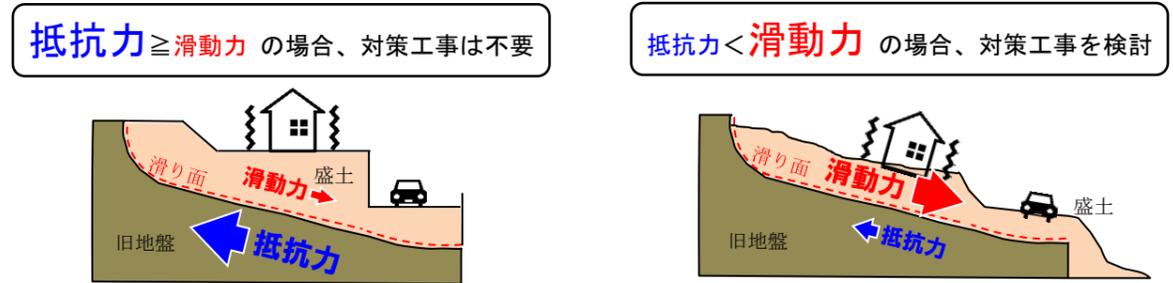
3. 第二次スクリーニング調査の結果

(1) 調査概要

- ・調査の内容：盛土範囲の特定、地盤調査、地下水位観測、斜面の安定計算の手順で実施しました。
 - ・調査の指針：ガイドラインに加え、**川崎市型技術基準**※に基づいて実施しました。
- ※ガイドラインを補足するため、学識経験者で構成される川崎市宅地耐震化推進事業検討懇談会から技術的助言を受け策定

(2) 斜面の安定計算

- ・大地震による地震動を考慮した斜面の安定計算により、『**盛土の滑りに抵抗する力（抵抗力）**』と『**盛土が滑ろうとする力（滑動力）**』を算出・比較して検証しました。



(3) 調査結果

- ・全調査箇所**で滑動力よりも抵抗力の方が大きい結果**となり、大地震に対する一定の安定性が確認されたため、『**現時点では滑動崩落対策工事が必要となる箇所はない**』との結論に至りました。

(4) 川崎市宅地耐震化推進事業検討懇談会の開催結果

- ・懇談会委員への説明を行い、**本調査の結果が了承**されました。
- ・今後の『調査結果の公表』と『経過観察の取組内容』についても了承されました。

(5) 土地所有者への報告

- ・調査対象範囲の土地所有者を対象に「説明会」や「資料配布」を通じて調査結果を報告しました。

4. 今後の取組

- ・本市では、盛土造成地の変状や湧水の状況を確認することで優先的に第二次スクリーニング調査を実施する箇所を選定していますが、あくまで変状等は現地を確認した時点（本市の場合は平成 27 年度）のものであり、経年によって新たな滑動崩落の前兆と想定される変状が生じる可能性があります。
- ・そのため、今後は、現地踏査による『**経過観察**』を継続的に実施することで、滑動崩落の兆候の早期把握に努めることとします。

5. 各宅地における“適切な擁壁等の維持管理”に向けて

- ・今回実施した調査は、盛土造成地全体に対する調査であり、盛土造成地内にある個々の擁壁や斜面地を調査したものではありません。
- ・過去にあった宅地被害の事例のように、地震や大雨の際、擁壁の老朽化が要因となって擁壁が崩れ、近隣を巻き込んだ宅地被害が発生してしまうこともあります。
- ・皆様の財産である家屋や宅地を守るため、**土地所有者の皆様ご自身による擁壁や斜面地の維持管理に努めていただくよう、お願いします。**